

第17回環境影響評価審査会
事務局資料
令和3年3月2日

横浜市環境配慮指針

平成23年6月策定

平成25年3月改定

令和3年4月改定

横浜市

目 次

本文	1
別記 事業別の配慮事項	
1 道路の建設	4
2 鉄道及び軌道の建設	5
3 工場及び事業場等の建設	6
4 廃棄物処理施設の建設	7
5 下水道終末処理場の建設	8
6 飛行場の建設	9
7 公有水面の埋立て	10
8 高層建築物の建設	11
9 運動施設、レクリエーション施設等の建設	12
10 開発行為等に係る事業	13

第1 趣旨

環境配慮指針（以下「指針」という。）は、横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、環境影響について計画段階事業者が配慮すべき事項に関する指針を定めたものである。

計画段階事業者は、指針に基づき、あらかじめ環境の保全について自ら十分に配慮し、事業計画を立案する。その際、指針に基づき行う計画段階配慮については、指針の配慮事項に限らず、本市の最新の環境に関する諸計画等を踏まえて、より環境への負荷を低減できる内容を追求するとともに、水とみどりによる環境の創造に努めるものとする。

また、条例第16条第1項第2号の措置をとられた、第2分類事業を実施しようとする者は、自ら事業の実施段階においても、本指針や最新事例等を参考にして具体的な環境影響についての配慮を行うものとする。

なお、本指針は、小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用され、**持続可能**で環境と調和・共生した魅力ある都市となることを期待するものである。

第2 基本的事項

1 指針の対象とする事業

指針の対象は、条例第2条第2号及び第3号に規定する事業とする。

2 計画段階配慮を行う主体

計画段階配慮を行う主体は、計画段階事業者とする。ただし、条例第44条第1項の規定に該当する場合、計画段階配慮を行う主体は、都市計画決定権者とする。

3 計画段階配慮を行う時期

計画段階配慮を行う時期は、事業の内容や規模、事業を実施しようとする区域（以下「計画区域」という。）の選定など、事業計画の見直しが可能な時期とする。

第3 用語

本指針で使用する用語は、指針で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第4 計画段階配慮の検討手順

条例に基づく計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の作成にあたっての検討手順は次の**とおり**とする。

1 事業計画の立案

事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、**脱炭素化**や生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。

2 事業特性の整理及び地域特性の把握

(1) 事業特性の整理

事業特性は、事業の目的や必要性、事業の種類、計画区域、事業の内容・規模 について、計画の具体性の程度に応じて環境影響について考慮しながら整理する。

(2) 地域特性の把握

地域特性は、計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、技術指針別表 1 に掲げる地域の概況のうち、(1) で整理した事業特性と関連のある項目について調査して得られた結果に考察を加えて把握する。

3 配慮事項の選定

計画段階事業者は、第 5 に示す事業の分類に従い、別記に掲げる事業別の配慮事項の中から、事業特性と地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定する。

また、事業特性や地域特性において特筆すべき内容があり、事業別の配慮事項に記載がない事項への配慮を行う場合は、項目を追加する。

4 計画段階配慮の内容検討

事業別の配慮事項として選定、あるいは追加した項目ごとに、環境影響について配慮すべき内容を検討し、整理する。

選定しなかった項目については、事業計画を更に検討し、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を整理する。

第5 事業の分類

条例別表に掲げる事業の種類について、本指針別記においては次表右欄の事業の分類に読み替えるものとする。

条例別表に掲げる事業の種類と本指針別記の事業の分類対応表

条例別表に掲げる事業の種類	本指針別記において適用する事業の分類
1 道路の建設	1 道路の建設
2 鉄道及び軌道の建設	2 鉄道及び軌道の建設
3 工場及び事業場の建設	3 工場及び事業場等の建設
4 電気工作物の建設	
5 自然科学研究所の建設	
6 廃棄物処理施設の建設	4 廃棄物処理施設の建設
7 下水道終末処理場の建設	5 下水道終末処理場の建設
8 飛行場の建設	6 飛行場の建設
9 公有水面の埋立て	7 公有水面の埋立て
10 高層建築物の建設	8 高層建築物の建設
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	9 運動施設、レクリエーション施設等の建設
12 工業団地の造成	10 開発行為等に係る事業
13 流通業務団地の造成	
14 土地区画整理事業	
15 開発行為に係る事業	

第6 配慮書提出後の検討

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成する者は、提出した配慮書についての市民からの環境情報提供書や配慮市長意見書の内容を十分考慮し、必要に応じて配慮書の内容の見直しを行い、その結果を方法書に記載する。

なお、条例第 16 条第 1 項第 2 号の措置をとられた、第 2 分類事業を実施しようとする者は、事業計画の修正も含めて検討を行った上で、計画段階配慮の内容の見直しを行い、配慮市長意見見解書（以下「見解書」という。）に記載するものとする。

第7 配慮書等の作成方法

計画段階事業者は、横浜市環境影響評価技術指針で定めるところにより配慮書、方法書または見解書を作成する。

別記 事業別の配慮事項

1 道路の建設

基本的な配慮事項	(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図るとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの 抑制 に努める。
	(10) 微気候に配慮し、緑化や透水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。
	(12) 道路の構造・色彩等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。
	(13) 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道、自転車道等）を設置するよう努める。
	(14) 騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新技術を用いた保全対策の実施に努める。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

2 鉄道及び軌道の建設

基本的な配慮事項	(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの 抑制 に努める。
	(10) 省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(12) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。
	(13) 駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。
	(14) 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯等）を設置するよう努める。
	(15) 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(16) 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。
	(17) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

3 工場及び事業場等の建設 (電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む)

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの 抑制 に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、工作物外観の色彩や材質、工作物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 火災、爆発、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。
	(14) 製品の製造に用いる原材料には、無害な原材料又は有害性の低い原材料を選択する。
	(15) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制する。
	(16) ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(17) 排水を排出する施設を更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SS の排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(18) 体育館やテニスコートなどの厚生施設や広場等は、可能な限り市民開放を行う。
	(19) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(20) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。
	(21) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

4 廃棄物処理施設の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図る。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの 抑制 に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 火災、爆発等の発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。
	(14) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制する。
	(15) ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(16) 排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SS の排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(17) 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。
	(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

5 下水道終末処理場の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、污泥焼却炉廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの 抑制 に努める。
	(10) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(11) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、下水処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制する。
	(12) 下水は、窒素・りん除去などの高度処理を行うとともに、処理水の有効利用を図る。
	(13) 污泥消化ガス等の有効利用を図る。
	(14) レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

6 飛行場の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地や飛行ルートを選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地や飛行ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 陸上飛行場周辺においては緩衝緑地帯を十分に確保し、舗装面以外の空地については緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 省エネルギー型航空機の導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(11) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

7 公有水面の埋立て

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 多孔質構造など生態系に配慮した護岸や人工干潟の整備、水生植物の植栽等により、生物多様性に配慮した生物の生息生育空間の確保に努める。
	(6) 埋立地周辺における水質、潮流や水生生物等及びその生息生育環境への影響の低減に努める。
	(7) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに 、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(9) 最新の技術を用いた低公害な工法の導入により、周辺水域への影響の低減に努める。

8 高層建築物の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 低層部の屋上や壁面、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの 抑制 に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(14) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(15) 風害、光害の影響を少なくする。
	(16) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(17) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

9 運動施設、レクリエーション施設等の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(10) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(11) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(12) 光害や騒音等の影響を少なくする。
	(13) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(14) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。また、工作物の長寿命化に努める。

10 開発行為等に係る事業 (工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む)

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの 抑制 に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(14) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(15) 風害、光害、日照障害等の影響を少なくする。
	(16) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(17) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。
	(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

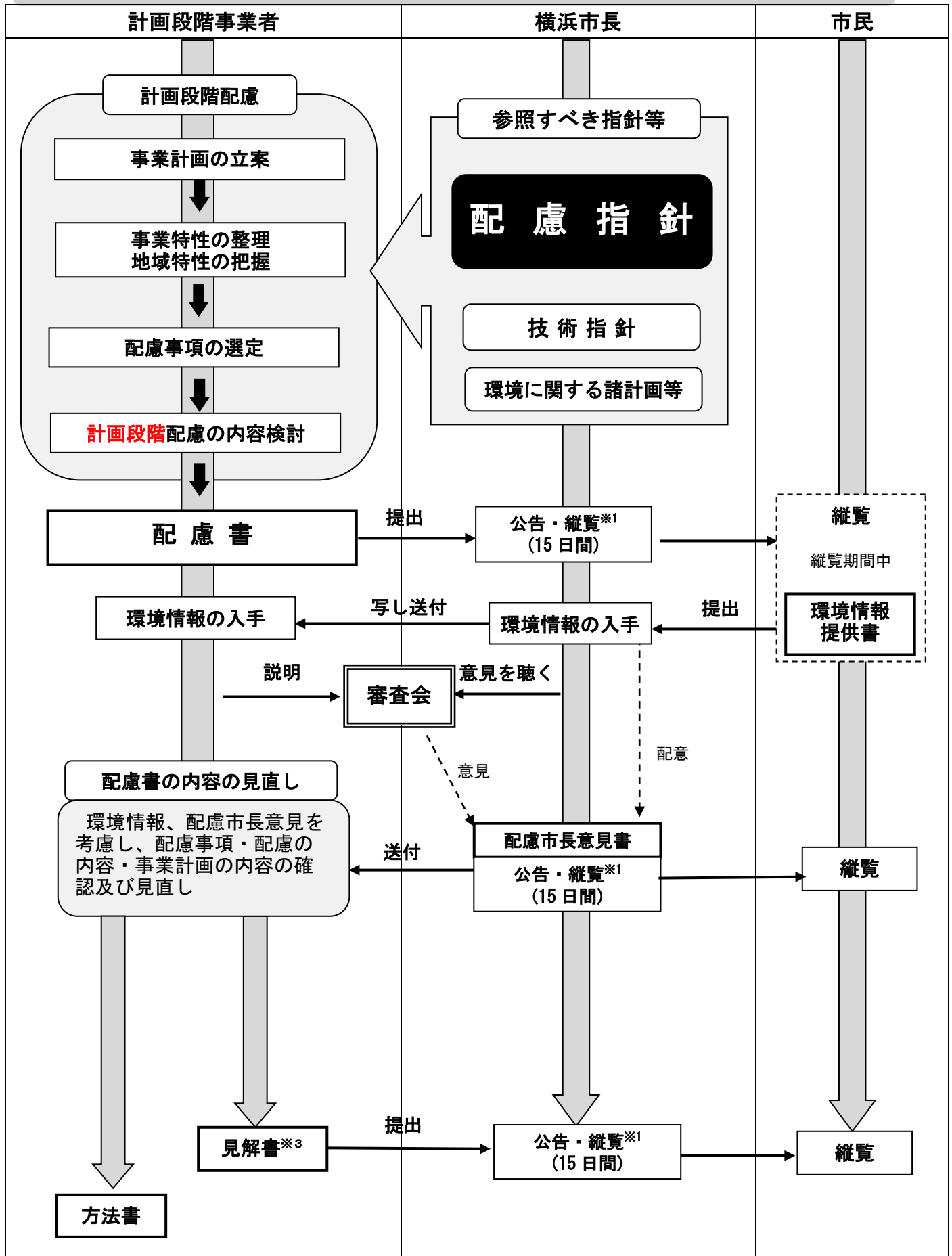
横浜市環境配慮指針 資料編

平成23年6月策定
平成25年3月改定
平成27年7月改定
平成31年4月改定
令和3年4月改定

横浜市

資料 1	計画段階配慮の検討手順	資-1
資料 2	配慮事項および配慮の内容の記載方法	資-2
資料 3	ミティゲーション	資-3
資料 4	グリーンインフラ	資-4
資料 5	横浜市地域環境情報	資-6
資料 6	用語集	資-13

資料 1 計画段階配慮の検討手順（概要）



※ 1 環境影響評価課及び計画区域が存在する区の区役所で縦覧を行うとともに、インターネットで公表します。

※ 2 条例第 16 条第 1 項第 2 号の措置をとられた第 2 分類事業を実施しようとする者が作成します。

資料2 配慮事項および配慮の内容の記載方法（例：高層建築物の建設）

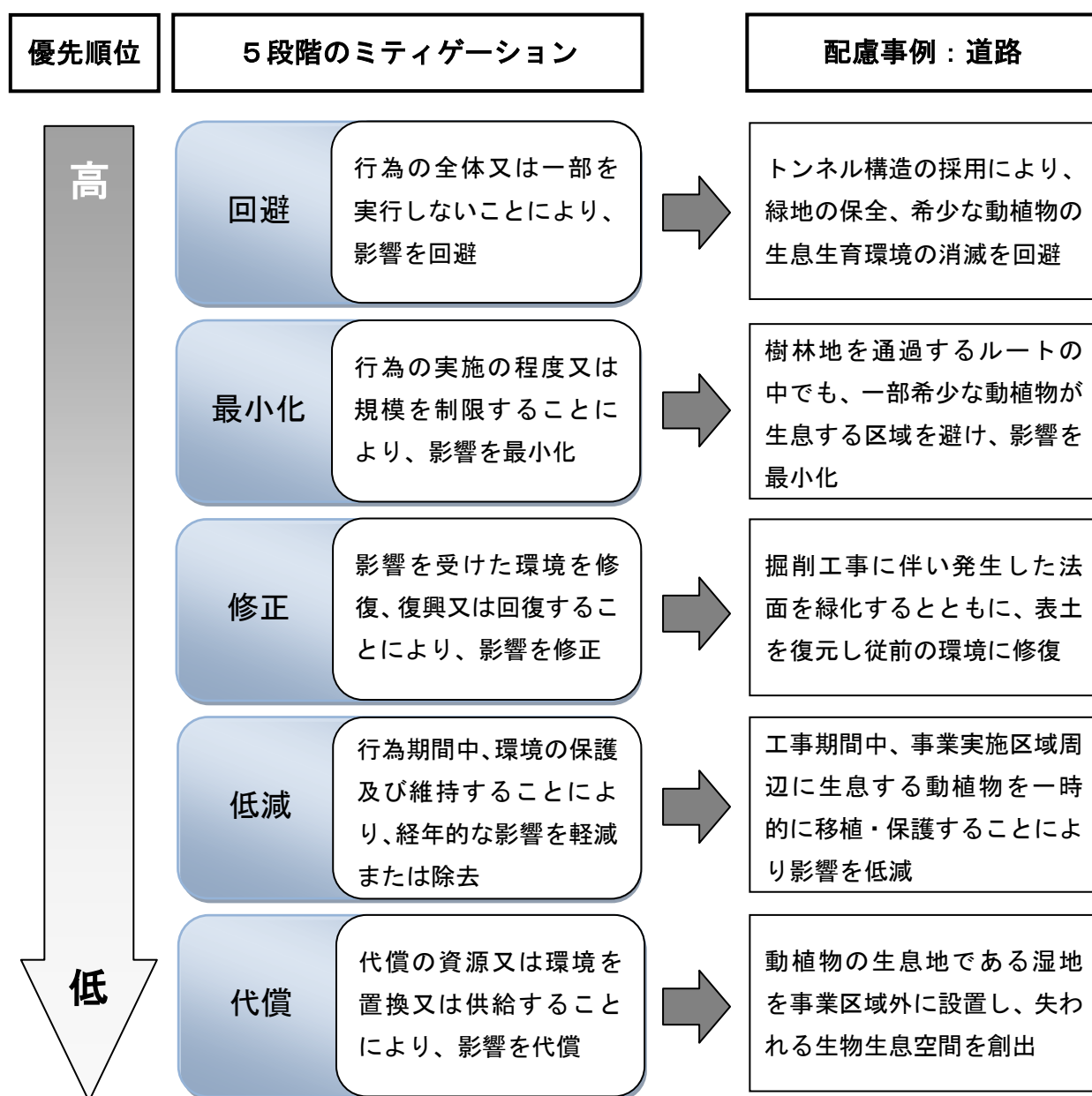
	配慮事項	選定	配慮の内容（非選定理由）
基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、 脱炭素化の実現に向けて 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出 抑制 を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	①別記に掲げる事業別の配慮事項をすべて記載し、事業特性や地域特性に応じて配慮事項を適宜追加 ②配慮事項ごとに選定・非選定の別を記載
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	③左欄の各配慮事項に対する配慮の内容を記載
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○	
	(6) 低層部の屋上や壁面、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽など、生物多様性の保全と創造に努める。	×	④選定しない配慮事項がある場合は、非選定理由を記載
	(以下省略)		(以下省略)

資料3 ミティゲーション

ミティゲーションとは、開発事業による環境に対する影響を軽減するための、すべての保全行為を表す概念です。ミティゲーションの考え方は、もともと1970年代後半にアメリカ合衆国において、国家環境政策法（NEPA）の中で環境政策の一つとして導入され、今日では広く各国でも導入されてきています。

ミティゲーションの検討順序は、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」し、その上でやむを得ず損なわれる環境については、「修正」、「低減」による対応を考え、最後の手段として「代償」による方法を考えることが必要となります。

以下に、5段階のミティゲーションとその優先順位、道路の建設事業を例とした具体的な配慮事例を示します。



※資料4は新設頁ですが赤字表記にしています。

資料4 グリーンインフラ

グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）という言葉は、1990年代後半頃から欧米を中心に使われていたものが、我が国においても、近年、その概念が導入されたものです。

グリーンインフラの明確な定義は定まっていますが、本指針では「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本」としています。

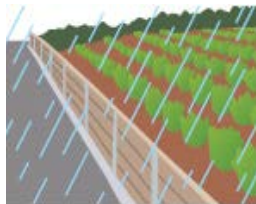
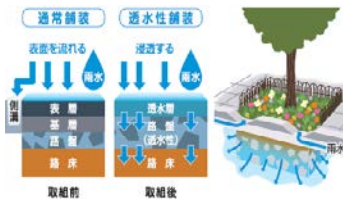
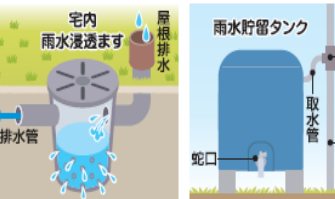
グリーンインフラの保全とは、事業を実施しようとする区域内に造成されずに残される森林、湿地、草原、湖沼、緑地等を維持していくことや、事業の実施に伴い造成される緑地等をきちんと維持していくことをいいます。

グリーンインフラの活用とは、公園、樹林地、農地、河川や水路、街路樹等の自然環境が持つ多様な機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとするものです。

健全な水循環とは、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環のことをいいます。

なお、グリーンインフラとグレーインフラは対立するものではなく、双方の特性を踏まえ適切な組み合わせが重要です。

【保全、活用と健全な水循環の創出のイメージ】

～ 従来からあるG I（造成されない緑地等）～			引用元：河川；国交省 H29 グリーンインフラ，他；横浜市
			グリーンインフラの保全、活用と健全な水循環の創出
樹林地の保全	保存緑地（港北ニュータウン）	都市近郊の河川	
～ 新たに創出されるG I（造成される緑地等）～			
			
公園の活用	飛行場外離着陸場（公園内）	農地の活用	
			
歩道の透水性舗装・植樹ます	雨水浸透ます・貯留タンクの設置	せせらぎの活用	

【取組事例】

		
グランモール公園	公園（官民共同管理）	高層ビルの屋上緑化（米国）
		
Green Street（道路沿い 米国）	軌道敷緑化（鹿児島市市電）	工場内のビオトープ

※引用元：グランモール公園（横浜市）、公園（官民共同管理）、高層ビルの屋上緑化、Green Street、軌道敷緑化（国土交通省 H29.3 資料「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」）、工場内のビオトープ（グリーンインフラ取組事例集, グリーンインフラ官民連携プラットフォーム）

【参考】

- ※ グリーンインフラの保全、活用は、集中豪雨に伴う水害対策、暑熱環境の軽減、避難空間の確保等の防災・減災にも資するものです。
- ※ グリーンインフラの維持管理に際しては、環境の変化により当初の計画では想定していなかった事態が生じうることを前提とし、自然環境が有する不確実性を踏まえて順応的に行うことが重要です。また、多様な機能を有するという性格上、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することが期待されます。
- ※ 健全な水循環の創出のためには、①土壌による雨水の保水・浸透、②植生による地下水の涵養、③湧水の保全・再生、④合流式下水道への負荷軽減による水質改善等の実現手段があります。

本指針の「事業別の配慮事項」において、グリーンインフラとの関係部分は、本事業に係る配慮事項(5)の他に、以下の事項が該当します。

1 道路の建設	(1)、(6)、(12)、(13)
2 鉄道及び軌道の建設	(1)、(6)、(11)、(13)、(14)、(15)
3 工場及び事業場等の建設	(1)、(6)、(11)、(20)
4 廃棄物処理施設の建設	(1)、(6)、(11)
5 下水道終末処理場の建設	(1)、(6)、(10)
6 飛行場の建設	(1)、(6)、(10)
7 公有水面の埋立て	(1)、(5)、(6)、(8)
8 高層建築物の建設	(1)、(6)、(11)
9 運動施設、レクリエーション施設等の建設	(1)、(6)、(9)、(14)
10 開発行為等に係る事業	(1)、(6)、(11)、(17)

資料 5 横浜市地域環境情報

(令和3年4月現在)

以下に示す環境情報は、法令、条例以外の代表的な計画等を掲げておりますが、すべてを網羅しているものではありません。また、各計画等については、最新版を参照するようにしてください。

①地域の将来像

地域環境情報の種類	名称・提供元	概要
環境施策	横浜市環境管理計画	「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定した環境の総合計画 （「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」を含む）
	横浜市環境創造局政策課	
	生活環境保全推進ガイドライン	横浜市環境管理計画の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にまとめたガイドライン
	横浜市環境創造局環境管理課	
	横浜市地球温暖化対策実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画
	横浜市温暖化対策統括本部調整課	
	みなとみらい2050 プロジェクトアクションプラン	みなとみらい21地区を「環境未来都市・横浜」を代表する環境ショーケースとして位置づけ、これからも先進的なまちづくりを進めるとともに、国内外へその魅力を発信していくためのプラン
	横浜市温暖化対策統括本部 SDGs未来都市推進課	
	横浜グリーンバレー構想	金沢区をモデル地区として、低炭素化を図るエネルギー施策の展開、環境・エネルギー産業の育成、環境啓発拠点の創出に取り組み、温室効果ガスの削減と経済活性化を進める構想
	横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課	
	横浜市水と緑の基本計画	横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、横浜市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画
	横浜市環境創造局政策課	
	横浜みどりアップ計画[2019-2023]	緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用し、重点的に取り組む計画
	横浜市環境創造局政策課	
	横浜都市農業推進プラン2019-2023	横浜市の都市農業の推進に関する基本的な計画 「持続できる都市農業を推進する」3つの施策と、「市民が身近に農を感じる場をつくる」2つの施策からなる
	横浜市環境創造局農政推進課	
	横浜市一般廃棄物処理基本計画 ～ ヨコハマ3R夢プラン ～	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定した一般廃棄物処理に関する法定計画
	横浜市資源循環局政策調整課	
	第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を示した計画
	横浜市資源循環局産業廃棄物対策課	
まちづくり方針	横浜市景観ビジョン	都心部から郊外部まで全市域にわたり、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示すもの
	横浜市都市整備局都市デザイン室	
	横浜市景観計画	景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めたもの
	横浜市都市整備局景観調整課	

まちづくり方針	横浜市都市計画マスタープラン 「全体構想」、「地域別構想（区プラン、地区プラン）」	都市計画法に基づく、横浜市の都市計画に関する基本的な方針
	横浜市都市整備局企画課・地域まちづくり課・各区 区政推進課	
	横浜都市交通計画	市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すため、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画
	横浜市都市整備局都市交通課	
	横浜市自転車活用推進計画	環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近な乗り物である自転車の活用を推進する計画
	横浜市道路局交通安全・自転車政策課	
	横浜市都心臨海部再生マスタープラン	横浜市都心臨海部5地区を対象とし魅力にあふれた“世界都市”の顔としての都市臨海部を形成するため、中長期を見据えた都心臨海部再生マスタープラン
	横浜市都市整備局企画課	
	横浜港港湾計画	横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法に基づいて定める基本的な計画
	横浜市港湾局政策調整課	

②環境に関する目標（環境基準、指針、指定地域等）

地域環境情報の種類	名称・提供元	概要
温暖化対策等	エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針	工場または事業場、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から定められた基本方針
	経済産業省	
	温室効果ガス排出抑制等指針	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針
	環境省	
	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針	事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるもの
	横浜市環境創造局環境管理課	
	再生可能エネルギー導入検討報告制度	再生可能エネルギーとして太陽熱利用・太陽光発電を中心に、その導入の検討結果の報告について定めたもの
	横浜市環境創造局環境エネルギー課	
	横浜市地域冷暖房推進指針	今後の市内再開発において、地域冷暖房を推進していくため対象となる地域や手続きを定めたもの
	横浜市環境創造局環境エネルギー課	
	ヒートアイランド対策ガイドライン改訂版	地方公共団体等において計画的にヒートアイランド対策を進めていく際の手順、各種対策手法の効果的な活用事例等についての紹介
	環境省	
	ヒートアイランド対策マニュアル	ヒートアイランド現象の最新状況を始め、地方公共団体における施策実施や民間事業者における環境技術導入の際に参考となる様々な情報、「適応策」等を体系的に整理したもの
	環境省	
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示したもの
	横浜市環境創造局政策課	

温暖化対策等	横浜市ヒートアイランド対策の手引き	市民の皆様が気軽に取り組むことができるアイデアをまとめたもの
	横浜市環境創造局政策課	
生物多様性	猛禽類保護の進め方（改訂版）	開発事業との摩擦が依然として危惧され、かつ生息状況や生態について情報が蓄積しつつあるイヌワシ、クマタカ、オオタカの3種を中心に、各種開発行為に際しての保全措置の検討のための考え方を明らかにするもの
	環境省	
	横浜市森づくりガイドライン	市民の森やふれあいの樹林等の樹林地の管理を効果的かつ効率的に実施するための技術的指針
	横浜市環境創造局みどりアップ推進課	
	京浜の森づくり事業	京浜地区における緑化活動の考え方や取組について紹介
	横浜市環境創造局みどりアップ推進課	
生活環境全般	環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの
	環境省	
	環境への負荷の低減に関する指針 （事業所の配慮すべき事項）	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 39 条に規定する、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、事業所の配慮すべき事項を定めたもの
	横浜市環境創造局環境管理課	
大気質	自動車等の排出ガスの抑制に関する指針	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 130 条に規定する、事業者が実施する自動車等の排出ガスの抑制に係る取組を支援するための指針
	横浜市環境創造局大気・音環境課	
土壌	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 62 条の2に規定する、土地の形質の変更を行おうとする者の汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害の防止に係る取組を支援するための指針
	横浜市環境創造局水・土壌環境課	
化学物質	化学物質の適正な管理に関する指針	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 41 条に規定する、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するための指針
	横浜市環境創造局環境管理課	
光害	光害対策ガイドライン	光害の定義、夜空の明るさの問題を概説し、地域における照明環境の考え方の提案、光害対策を実施する上での関係者の定義、ガイドラインの使い方及び屋外照明等における具体的な対策について解説
	環境省	
景観	都市景観協議地区	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）などを定めたもの
	横浜市都市整備局景観調整課	
	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（概要）	道路景観全体の向上を目指すことを目的に、防護柵の設置・更新を検討するにあたって、本来の安全面での機能を確保した上で景観に配慮するという考え方をまとめたもの
	国土交通省	
安全	地下空間における浸水対策ガイドライン	洪水時等に浸水のおそれのある土地で地階に設けられる居室等について、建築物の構造及び維持・管理方法についての指針を示したもの
	国土交通省	
まちづくり方針	地区計画／建築協定	地区計画、建築計画の位置、方針等の概要
	横浜市（内容により提供元が異なります）	
	街づくり協議地区制度	駅周辺の商業・業務地区や、計画的開発地区など都市政策上重要な地区を、「街づくり協議地区」に指定し、地区別に街づくり協議指針を規定
	横浜市都市整備局地域まちづくり課	
	臨港地区のあらまし	商港区・工業港区・マリナ港区・修景厚生港区の4つの分区を設け、それぞれの分区の目的にあわなない構築物の建設や用途の変更を禁止
	横浜市港湾局管財第一課	

建築物	建築物環境配慮指針	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 141 条の 3 第 1 項に規定する、建築をしようとする者が、当該建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項等に関する指針
	横浜市建築局建築企画課	
	横浜市建築物環境配慮制度 (CASBEE横浜)	建築主が、その建物の「建築物環境配慮計画」を作成することにより、総合的な環境配慮の取組を進めるもの
	横浜市建築局建築企画課	

③地域の環境の現況を示すデータ

地域環境情報の種類	名称・提供元	概要
生物多様性	横浜市公園緑地配置図	市内の都市公園や市民の森、街路樹等の公園緑地関連施設を記載した市域図（2万5千分の1）
	横浜市環境創造局みどりアップ推進課	
	横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）	市内の農業に関する地域指定等を表記した市域図（5万分の1）および基礎統計資料
	横浜市環境創造局農政推進課	
	名木古木指定樹木一覧	古くから町の象徴として親しまれ、故事来歴などのある樹木として指定されたもののうち、所有者の方から情報提供の同意が得られた樹木について、一覧にまとめたもの
	横浜市環境創造局みどりアップ推進課	
	神奈川県森林図（神奈川の森林・林業）	神奈川県内の国有林、県有林等を記載した県域図（10万分の1）
	神奈川県環境農政局森林再生課	
	神奈川県鳥獣保護区等位置図	神奈川県内の鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等を記載した県域図（10万分の1）
	神奈川県環境農政局自然環境保全課	
	神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 神奈川県レッドデータブック 2006WEB版	絶滅のおそれのある生物種をとりあげ、自然の保護における優先順位を決定する手助けとなる種の分布や生息状況などの情報をまとめたもの （製本版は横浜市立図書館にて閲覧）
	神奈川県立生命の星・地球博物館 神奈川県自然環境保全センター	
	自然環境情報 GIS	自然環境保全基礎調査（植生調査、河川・湖沼調査、海岸調査、藻場・干潟・サンゴ礁調査等）によって得られたデータをGIS化したもの
	環境省生物多様性センター	
	横浜の川と海の生物（河川編・海域編）	市内の河川、海域において、生物生息状況を把握するために、昭和48年から3年に1度の頻度で実施している調査 生物指標を用いた水質評価も行っている
	横浜市環境創造局環境科学研究所	
	横浜の源流域環境	横浜の主要な河川の源流域である緑の7大拠点とその周辺地域を対象に平成16年度から平成19年度まで実施した調査 水量・水質、地形・地質、植生、生物生息状況を調査した
	横浜市環境創造局環境科学研究所	
	陸域生物多様性に関する調査業務報告書	市内の「緑の10大拠点」「緑の10大拠点の周辺」「都市化が進む市街地」において、平成24年度から実施している陸域の生物相調査 植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類を調査している
	横浜市環境創造局環境科学研究所	
生活環境全般	横浜市環境管理計画年次報告書	横浜市の環境の現状と、さまざまな環境施策・事業の取組状況について、毎年振り返りを行い、その結果を報告書として取りまとめたもの
	横浜市環境創造局政策課	

生活環境全般	環境の常時監視結果	大気汚染、水質汚濁、交通騒音等の状況及び測定結果
	横浜市環境創造局環境監視センター	
大気質	横浜市大気汚染調査報告書	常時監視測定局における測定結果
	横浜市環境創造局環境監視センター (横浜市立図書館にて貸出)	
水質	横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書	公共用水域における水質測定結果
	横浜市環境創造局環境監視センター (横浜市立図書館にて貸出)	
	汚染井戸追跡調査結果	昭和 57 年度から実施した本市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸等のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸の調査結果
	横浜市環境創造局水・土壌環境課	
土壌	土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例要措置区域・条例形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく調査の結果、法に定める指定基準に適合せず、土壌の汚染があると認められた土地として指定を受けた区域
	横浜市環境創造局水・土壌環境課	
地盤	水準測量成果閲覧サービス	各水準点における測量成果、年間の沈下量等のデータ
	横浜市環境創造局水・土壌環境課	
	地盤地図情報「地盤View（じばんびゅー）」	横浜の地盤（ボーリング調査）に関する情報 (行政地図情報提供システムで閲覧)
	横浜市環境創造局環境科学研究所	
騒音・振動	横浜市における騒音・振動の測定結果報告書	各測定点における道路交通騒音、鉄道騒音などの測定結果
	横浜市環境創造局環境監視センター (横浜市立図書館にて貸出)	
地域社会	道路交通センサス	全国の道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理などについて概ね3～5年間隔で実施されている全国道路・街路交通情勢調査
	国土交通省	
	交通量調査	横浜市内の主要道路の交差点交通量を調査
	横浜市道路局企画課	
	小・中学校通学区域	横浜市立小・中学校及び義務教育学校の通学区域
	横浜市教育委員会事務局学校計画課	
	横浜市立学校分布図	横浜市立小・中学校及び義務教育学校の学区線を掲載した市域図と、横浜市立小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の所在地等の現況を掲載
	横浜市教育委員会事務局学校計画課	
触れ合い活動の場	小川の散歩道	小川アメニティ、せせらぎ緑道など魅力ある源流域の小川の位置等を掲載
	横浜市道路局河川企画課	
	区民生活マップ	公共施設、医療福祉施設等の位置を掲載
	横浜市各区区政推進課	
	横浜観光情報	観光施設、イベント等の情報
	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー	

文化財	横浜市文化財地図	埋蔵文化財包蔵地の確認 (横浜市行政地図情報提供システムの文化財・埋蔵文化財包蔵地地図情報「文化財ハマ Site (サイト)」で閲覧可能) (紙版は横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課窓口にて閲覧可能)
	横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課	
	横浜市認定歴史的建造物	登録歴史的建造物のうち特に重要な価値を有すると認めるものについて、その所有者の同意を得て認定したもの
	横浜市都市整備局都市デザイン室	
安全	洪水ハザードマップ	大雨によって河川が増水しあふれたり、堤防が決壊して氾濫した場合に、浸水が想定される区域や浸水の深さ、指定避難場所や日頃の心構え等の情報を掲載
	横浜市総務局地域防災課	
	内水ハザードマップ	大雨で下水道管や水路がいっぱいになり、マンホールや雨水ますなどから水があふれた場合の浸水予測区域を表示 (横浜市行政地図情報提供システムの市民防災情報「わいわい防災マップ」からも閲覧可能)
	横浜市環境創造局下水道事業マネジメント課	
	洪水浸水想定区域図	水防法に基づき、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示
	神奈川県県土整備局河川課	
	津波浸水予測図	神奈川県が一定の条件に従って、予測を行った結果に基づき、津波の浸水が予測される区域を表示
	神奈川県県土整備局砂防海岸課	
	高潮浸水想定区域図	水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮によるはん濫が海岸や河川から発生した場合に、神奈川県内(東京湾沿岸)において浸水が想定される区域等を表示
	神奈川県県土整備局砂防海岸課	
	横浜市の災害	市内で発生した地震や風水害の記録 災害ごとに被害状況・災害応急活動状況及び気象状況等を記載
	横浜市総務局緊急対策課	
	地震マップ	平成 24 年 10 月に公表した「横浜市地震被害想定調査報告書」で、被害想定対象とした3地震による震度分布を图示したもの (横浜市行政地図情報提供システムの市民防災情報「わいわい防災マップ」からも閲覧可能)
	横浜市総務局地域防災課	
	液状化マップ	平成 24 年 10 月に公表した「横浜市地震被害想定調査」で、被害想定対象とした3地震の液状化危険度分布を图示したもの (横浜市行政地図情報提供システムの市民防災情報「わいわい防災マップ」からも閲覧可能)
	横浜市総務局地域防災課	
	土砂災害ハザードマップ	台風や集中豪雨等により、崖崩れが発生した場合に被害がおよぶおそれのある区域等を图示したもの (横浜市行政地図情報提供システムの市民防災情報「わいわい防災マップ」からも区域等の閲覧が可能)
	横浜市建築局建築防災課	
	市民防災情報「わいわい防災マップ」	地震被害想定、洪水や津波の浸水想定区域、避難場所等の防災関連情報を重ねて確認できる災害危険マップ、危険回避マップ、応急対応マップを掲載 (横浜市行政地図情報提供システムで閲覧)
	横浜市総務局地域防災課	
	横浜市三千分一地形図	昭和初期及び昭和 30 年代に作成した地形図
	横浜市建築局都市計画課	
各種統計情報	地図で見る統計(統計GIS)	統計情報を含む地理情報システム
	総務省統計局	
	横浜市統計書	人口、経済、社会、文化など各分野にわたる基本的な統計資料を総合的に収録し、市勢の現況と推移を明らかにしたもの
	横浜市政策局統計情報課	

■横浜市環境影響評価条例等

横浜市環境影響評価条例	横浜市環境創造局環境影響評価課
横浜市環境影響評価条例施行規則	横浜市環境創造局環境影響評価課
横浜市環境影響評価技術指針	横浜市環境創造局環境影響評価課

資料 6 用語集

本指針で使用する用語は、次のとおりとする。

あ行

雨水浸透施設

都市化による雨水流出量の増加に起因する浸水を防止や地下水の涵養を目的として、雨水の流出を抑制し雨水を地下に浸透させる施設であり、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水浸透側溝、透水性舗装などがある。

沿道の土地利用状況等

沿道の土地利用状況の他、道路規格、幅員、交通状況、騒音・振動レベル、生物の生息状況なども含まれる。

汚泥消化ガス

下水汚泥を発酵させた際に発生するガスで、メタンを 60%ほど含み、都市ガスの約半分の熱量を持っている。

汚泥焼却炉廃熱

下水汚泥を焼却処分する工程で発生する熱。

温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する「二酸化炭素（ CO_2 ）」「メタン（ CH_4 ）」「一酸化二窒素（ N_2O ）」「ハイドロフルオロカーボン類（ HFC_s ）」「パーフルオロカーボン類（ PFC_s ）」「六ふっ化硫黄（ SF_6 ）」「三ふっ化窒素（ NF_3 ）」の 7 物質。

か行

環境資源

緑地、名木・古木、水路・湧水、貴重な動植物、文化財、自然土壌など。

自然土壌（表土）は微生物や小動物、腐食などの栄養物を含むほか、多くの植物の種子も含まれている。多くの腐食を含んだ豊かな土壌は、長い時間をかけて生成された貴重な環境資源といえる。

環境施設帯

道路においては、幹線道路の沿道の生活環境を保全するために確保する道路施設であり、横断面構成要素（植樹帯、路肩、歩道、副道など）、のり等の組合せで構成される。

鉄道においては、一般的に植樹帯、路肩、歩道、副道など。

緩衝緑地帯

緩衝機能、遮蔽機能に加えて、景観、生物の生育・生息空間としての機能を有する緑地。

貴重な動植物

主に環境省レッドデータブックや神奈川県レッドデータブックに記載された希少な生物とする。

郷土種

シイ、タブ、カシなどの常緑広葉樹（潜在自然植生）や、クヌギ、コナラなどの雑木林の構成種など、横浜に古くから自生する植物を指す。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本（グリーンインフラストラクチャー（Green Infrastructure）の略称、GI）。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への配慮を考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

景観機能等

景観法では、良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであるとされ、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成され、観光その他の地域間の交流の促進、地域の活性化に資する機能を有するとされる。

景観機能等とは、これらの景観機能の他、水源涵養機能、水循環、緩衝作用、遮蔽機能、大気浄化機能、防音機能など。

工作物

建築物をはじめ、土地に定着する人工物のすべて。

高性能な省エネルギー型機器

エアコン、貨物自動車、ルーティング機器など、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）で指定している機器（特定機器）。

構造等

構造の他、縦断線形（勾配）など。

後背地との調和

中景域、遠景域から工作物を眺めた場合、その背景にある山並み、海岸線、都市景観などとの調和

さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、太陽光、風力、バイオマスなど自然環境の中で繰り返し持続的に取り出すことができるエネルギーの総称。

次世代自動車

ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、圧縮天然ガス自動車（CNG）など。

自動車からの排気ガスは、地球温暖化や大気汚染の環境問題の一因とされています。

次世代自動車は、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。

社会文化環境等

文化財、地域社会、埋蔵文化財、名木・古木、神社、仏閣、地域のしきたりの他、通学路、各種公害、自動車走行量、日照、電波等の状況など。

周辺環境への影響

施設等の建設、存在、供用によって周辺住民などに、悪臭、大気汚染、騒音、電波障害、日照阻害、シャドーフリッカーなどの影響を与えること。

周辺の土地利用状況等

周辺の土地利用状況の他、自動車走行量、文化財等。

人工排熱

建物や自動車の空調機器などから面的に排出される熱、工場・火力発電所・ごみ焼却場からの排熱など。

生育地等

生育地の他、湧水、水辺（湿地、アシ原、湖沼、池を含む）など。

製造工程等

製造工程の他、研究所における試験や研究など。

生物多様性

すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）間の変異性と定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。1992年（平成4年）に国際的な枠組みとして生物多様性条約を締結。

た行

多孔質構造など生態系に配慮した護岸

空隙の多い自然石風護岸、緩傾斜護岸などをいう。

脱炭素化

温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又はマイナスにすること（横浜市地球温暖化対策実行計画より）。排出とは、人為的な発生源による排出で、吸収とは森林等の吸収源による除去を意味します。横浜市は「2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を本市の温暖化対策の目指す姿（ゴール）としています。また、国も2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しています。

脱炭素化の取組には、クレジット（自らの温室効果ガスの排出量を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量）の購入及びCCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：二酸化炭素回収・有効利用・貯留）などの新技術の活用等による削減も含まれます。

多様な植物

単一の種類だと、景観も単調となり、病気等にも弱いため、目的に合わせた種類の組み合わせや、中高木、低木、草本、地被植物等の組み合わせが望ましい。

地域の住民に親しまれた施設

病院、学校など福祉施設や公共施設、公共的空間。

地域の分断

工作物の設置によって変化する地域の組織上の一体性、または地域住民の日常的な交通経路の分断。

窒素・りん

富栄養化物質

湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質の代表的なもの。これらの物質の高濃度化により、湖沼ではアオコが繁殖し、海では赤潮が発生したりすることで、魚介類などに悪影響を及ぼす。

低炭素電気

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 90 条の 5 に規定する、「再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量が少ない電気」。

電気の使用による二酸化炭素の排出量は、自家消費分等を除き、発電所等の発電する側ではなく、家庭や事業所等の電気を使用する側で排出したものと見なし、電気の使用量に各小売電気事業者の販売電力量 1 kWh あたりの二酸化炭素の排出量（排出係数）を乗じて求められます。この排出係数は、各小売電気事業者が調達した電気の電源構成に左右されます。

令和元年度に市内に供給する小売電気事業者の排出係数、再生可能エネルギー導入率等の情報を横浜市が公表する制度（横浜市低炭素電気普及促進計画書制度）が創設されています。

土壤汚染物質等

土壤汚染物質のほか、騒音、振動、低周波音など。

土地利用状況等

住宅の張り付き、工場・事業場の位置、幹線道路・鉄道の位置、緑地や公園などの他、大気汚染、水質、土壌、騒音・振動レベル、自動車走行量などの環境現況、交通状況、緑地の質や文化財等の存在など。

は行

バイオハザード

遺伝子組み換えなどでつくり出した、本来自然生態系に存在しない有害なバクテリア等が実験室から漏れて動植物に被害を及ぼすことなど。

廃棄物等

伐採樹木、建設廃材、供用後に施設から排出される廃棄物の他、建設発生土のこと。

ばい煙発生施設

大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定する施設。

排水を排出する施設

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する施設。

光害

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響
屋外照明が居住者や歩行者、交通機関など人間の諸活動や生態系、家畜、野生動植物、農作物などへ悪影響を及ぼすこと。

微気候

地表付近の気候をいう。ふつう地物・植生の影響を受けることが多く、また、人工的に変化することもできる。一般の気候を大気候とすれば小気候は局所気候で、微気候はそれより小さな地点での気候的变化を対象とする。

ヒートアイランド現象

自然の気候と異なる都市独自の局地的な気候のことで、都市に人口や経済活動、都市機能が集中した結果、空調機器による人工排熱、コンクリート建物による蓄熱などにより、気温が下がりにくくなる現象のこと。都市の周辺部に比べ気温が高い状態にあり、都心ほど気温が高くなる。等温線を描くと島のような形になることからヒートアイランド現象と呼ばれている。

風害

異常に強い風によって生じる被害の総称。
気象現象の他、高層建築物の周辺に局地的に発生するビル風による被害も含む。

文化財

文化財保護法で定める文化財。
指定・登録文化財の他、名木・古木や、神社、仏閣、史跡等歴史的建造物、地域の習慣、祭りなど。

ま行

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギーや、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのことをいう。ヒートポンプ技術等により未利用エネルギーを利用することで、エネルギーの有効活用につながる。

や行

有害化学物質

重金属類、ダイオキシン類、有機塩素系化合物など、人または動物等に有害な作用を及ぼす化学物質。

A～Z

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。
水の中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量。

水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

SS (Suspended Solids)

水中に浮遊している粒子状物質の量。

水の汚れの程度を示す。